

【お知らせ】

「税務相互相談会」のサービス内容および第三者による 当社サービス名の引用に関するご注意

平素より当社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社が運営する「税務相互相談会」のサービス内容、および第三者による当社サービス名の引用について、関係各位にあらためてご案内すべき事項がございますため、以下のとおりお知らせいたします。

■1. 「税務相互相談会」のサービス概要

「税務相互相談会」は、税理士の方を会員とする、税理士向けの会員制相談サービスです。会員である税理士の方からいただいた税務上のご質問に対し、回答税理士が一般的な税務見解をお示しすることをサービス内容としております。

したがって、税理士以外の事業者・経営者の方、保険募集人の方、コンサルタントの方等は、当サービスのご利用対象ではございません。

■2. 当社の回答の位置づけ

当サービスにおける回答は、お申込みいただいた税理士会員ご本人からのご質問内容を前提とした、一般的な税務見解の提示を目的としております。

当該回答は、特定の節税スキーム・社会保険料削減スキーム・その他の税務もしくは社会保険関連の提案について、その適法性・適切性を当社が保証・推奨するものではありません。

■3. 第三者による当社サービス名の引用について

当社は、税理士以外の事業者・経営者・コンサルタント・保険募集人等が、自身の提案内容を正当化する根拠として、

「KACHIEL の税務相互相談会に相談済みである」

「KACHIEL の回答税理士が承認している」

「KACHIEL の税務相互相談会で問題ないとされている」

等として説明する行為につきまして、これを承認・推奨するものではありません。

当社の回答は、上記 1. のとおり税理士会員ご本人のご質問に対する一般的見解であり、第三

者の事業者・コンサルタント等の提案を保証・推奨するものではないことを、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■4. ご注意いただきたい事項

税理士でない事業者・コンサルタント・保険募集人等から、節税スキーム・社会保険料削減スキーム・役員報酬および賞与に関するスキーム・旅費規程等に関するスキームその他の税務・社会保険に関するご提案を受けられた際に、提案者から「KACHIELの税務相互相談会に相談している」「KACHIELが承認している」等の説明を受けられた場合には、当該提案の採否につきましては、貴社の顧問税理士等にあらためてご相談のうえ、貴社のご責任においてご判断いただきますようお願い申し上げます。

また、提案者と当社との関係性、および当社の見解についてご確認をご希望の場合は、お手数ですが下記窓口までご照会くださいますようお願いいたします。

■5. お問い合わせ窓口

【お問い合わせ窓口】

(連絡先)

メール：taxel@kachiel.jp

お電話：03-5422-6166

なお、当社は、当社サービスの名称、当社の回答内容、回答税理士の氏名・所属・画像等が当社の意図に反する形で使用されている事実を確認した場合には、必要に応じて法的措置を含む対応を検討してまいります。

株式会社 KACHIEL

2026年6月12日